

平成18年7月27日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

シックスクール問題への対応について（通知）

本県では、平成14年11月に「県立学校のシックスクール問題に関する取組方針」を策定し、平成15年3月には、取組方針の運用上の留意事項等を解説した「県立学校のシックスクール問題対応マニュアル」を示し、シックスクール問題に関して普及啓発に努めてきたところです。

今般、夏期休業中における耐震工事等大規模な工事施工の際の配慮事項及び今後学校において想定されるシックスクール問題に関して下記のとおり整理しました。

つきましては、新たなシックスクール問題の発生を未然に防ぐため、各学校の実情に応じて対応していただくようよろしくお願いします。

なお、市町村教育委員会においては、本通知を参考にさせていただくよう管内の学校に周知してくださるようお願いします。

記

1 夏期休業中における大規模工事施工の際の配慮事項

- (1) 工事はできるだけ児童生徒がいない状態で行うよう、日程や時間帯を調整すること。

なお、児童生徒等が部活動や補習等で登校する場合は、塗料や接着剤等に含まれる有機溶剤などの化学物質に暴露することのないよう、作業現場に近づけないなどの注意をすること。

また、風向き等により児童生徒に化学物質が暴露する可能性がある場合には、事前に学校は作業者と、児童生徒を避難させることや作業を中断することなどについて対応方法を検討しておくこと。

- (2) 工事終了後、校舎内に塗料や使った材料の臭気が滞留している場合は、窓開け

- 及び換気扇の稼働等によって、室内に滞留している化学物質を外に排出すること。
- (3) 大規模工事ではないが、学校で行われる小さな工事についても、用いる資材などによっては、化学物質による健康問題が発生することがある。

このため、夏期休業中に工事の大小を問わず工事の施工を予定している学校においては、シックスクール問題の発生を未然に防ぐよう関係者にその対応を十分周知し、適切な対応をさせること。

- (4) 化学物質に過敏な者が在籍している学校において工事を施工する場合は、事前に必ず工事の期間や使う塗料などの材料の情報等を該当者に連絡し、健康被害の発生予防に努めること。

2 エアコン設置時の管理

- (1) エアコンは、教室内の空気を循環して冷却するものであり空気を入れ換えているものではないため、エアコンを稼働したまま換気をせず教室を閉め切っていると、室内の空気に含まれる化学物質濃度が上がり、教室にいる児童生徒は汚染された空気を吸うことになる。

このため、エアコンを稼働していても学校環境衛生の基準で定められている必要な換気回数を遵守すること。

なお、ロスナイ機能付き換気扇を設置している場合は、空気の入れ換えは行われているが、フィルターメンテナンスや状況に応じた換気は必要であること。

- (2) 化学物質過敏症患者の場合、新品エアコンの機械本体やダクト内等に付着している化学物質が、エアコンの稼働によって室内に流れてくることにより体調悪化を来たす場合がある。

化学物質に過敏な者が在籍している学校においては、該当者のいないときに稼働及び換気をし、機械等に付着している化学物質を十分に飛ばしてから供用すること。

3 夏期休業明けの換気の励行

工事の有無にかかわらず、夏期休業中は、長期間教室等建物を締め切った状態にしていることから、様々な化学物質が揮散し滞留する可能性があるため、始業式の数日前から十分な換気を行うこと。

4 塗料、文具等の使用について

夏期休業中に、換気の悪い建物内でトルエンやキシレン等の有機溶剤を含む塗料やマジック、接着剤等を使うと、化学物質の室内濃度が高くなり、化学物質による健康被害の起こる可能性があるため、十分に換気するよう指導すること。

特に、文化祭等の準備では工作物の作成等に、多くの塗料等を用いることが想定されるので、注意をすること。

なお、最近では塗料や文具に有機溶剤等を含まない水性のものがあるので、少な

くとも学校環境衛生の基準で定められている化学物質を含有しないものを使うよう配慮すること。

5 その他の化学物質対策について

- (1) 本年度、授業中に塗装工事を実施したことにより、使用した塗料から揮散したシンナーが教室に入り、授業中の児童が多数健康被害を訴え、救急車で医療機関に搬送された事故が発生した。

このため、塗装工事や補修工事等については、児童生徒がいない状態で行うよう配慮すること。

また、塗装や補修工事終了後には、使用した塗料等が揮散していることから、児童生徒が近寄らないよう配慮すること。

- (2) トイレで使用している芳香・消臭剤や尿石防止剤の中には、パラジクロロベンゼンが含まれているものがある。

パラジクロロベンゼンは、文部科学省が学校環境衛生の基準の中で教室等の空気の基準値を示している物質であることから、「県立学校のシックスクール問題対応マニュアル」では、原則として使用しないとしている。

このため、学校においては、トイレの芳香・消臭剤の成分を確認して使用すること。

6 その他

その他学校施設の維持管理については、「県立学校のシックスクール問題対応マニュアル」12、13頁に詳細に記載してあるので、その記載内容に十分御留意いただくよう、貴校教職員に周知徹底すること。

担当；生涯学習部健康教育課

学校健康教育担当 謝 村

TEL；048-830-6963

FAX；048-830-4971

Eメール；a6960@pref.saitama.lg.jp

～3Sチャレンジ(保健体育課からのメッセージ)～
学校・家庭・地域で育てよう、埼玉の健康な子どもたち